

## 令和3年度浜松市障害福祉サービス事業者等指導方針

浜松市障害福祉サービス事業者等指導実施要領の3に基づき、令和3年度障害福祉サービス事業者等に対する指導の重点を、次のように定める。

### 1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴うもの

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが実施されている。

制度の信頼確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な請求が行われるよう、新設、変更があった基準、加算等について、各要件を満たしているか、必要な記録等が整備されているか等を確認する。

#### (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援のために、地域における生活の場である共同生活援助について、重度化・高齢化に対応するための報酬等の見直しを行うとともに、生活介護等における重度障害者への支援の評価を行う。
- 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の整備促進のための見直しを行うとともに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。
- 相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しを行う。

#### (2) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- 障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、就労系サービスについて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等行う。
- 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに応じるため、短期入所において、医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るとともに、日中活動支援の充実を図る。
- 施設入所支援、訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細かな対応を評価する。

#### (3) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用、たんの吸引などの医療

的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の支援について、前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準を見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分に医療的ケア児の区分を設定すること等を通じて、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けやすくなるようサービス提供体制を強化する。

- 放課後等デイサービスの基本報酬について、区分1・区分2の体系を廃止する。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、ケアニーズの高い障害児の支援や専門職による支援などを評価する報酬体系に見直すとともに、支援の質を向上させるための従業者要件の見直しを行う。
- 障害児入所施設について、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」による提言などを踏まえ、人員基準の見直し、小規模グループケアやソーシャルワーカーの配置等を推進する。

#### **（４）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進**

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬において、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

#### **（５）感染症や災害への対応力の強化等**

- 障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行う。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用や報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用等について、平時においても可能な取扱いとする。

#### **（６）障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し**

- 障害福祉サービス等において利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスも見られるなど、その状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供ができるよう、サービス提供を行う施設・事業所の実態等を踏まえた上で、報酬・基準等の見直しを行う。

- 障害福祉サービス等の現場の人材確保・ICTの活用による業務効率化を図るための報酬・基準等の見直しを行う。

## 2 前回の実施指導での改善指導、助言指導事項について

○前回の実地指導において、改善指導、助言指導となった項目の取り組み状況を確認する。

改善指導事項等について、未対応がないようにすること。

## 3 業務管理体制の検査について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、業務管理体制の整備・届出が義務付けられている。

検査は、各事業所の指定取消事案等となり得るような不正行為の未然防止のため、業務管理体制の問題点を検証し、各事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むことを目的として実施する。

### 【確認事項】

- ・ 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・ 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ・ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容